【動物用医薬品店舗販売業許可更新手続きについて】

更新手続きは、店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。
許可証の発行までに時間を要しますので、許可有効期限の１か月程前までに手続きをお願いします。
事後の変更をしてから 30 日以内に更新をされる場合、また、変更後、事前の届を要する内容に変更の予定がある場合については、更新申請書の参考事項の欄に記載してください。

受付時間　平日　午前　８：３０～１１：３０　午後　１：００～４：３０

必要書類

必　要　書　類	注　意
□　動物用医薬品店舗販売業許可更新申請書	○　法人の場合、名称及び代表者の氏名を記載 ○　申請書様式の備考を参考にして記載してください
□　旧許可証（現在、使用している許可証）	○　原本を持参してください
□　店舗において販売、授与する医薬品の区分を記載した書類 □　相談に応ずる電話番号等を記載した書類 □　特定販売に関する項目を記載した書類等	○　初めて更新手続きを行う場合は、これらについて書類の添付が必要です。様式は問いませんが、店舗添付書類（参考様式）がありますのでそちらにまとめて記載していただいてかまいません。

□　**手数料**：１１，３００円

○　令和８年９月30日で収入証紙の販売が廃止されるため、令和８年10月１日以降の申請は支払い窓口でのキャッシュレス決済または現金による支払いとなります。

○　令和８年９月30日までに購入された収入証紙については、令和９年３月31日まで使用できます。

○　キャッシュレス決済の場合は、本県ＨＰ「鹿児島県収入証紙制度の廃止について」に記載されているキャッシュレス決済対応端末設置場所にて支払いを行い、取引明細書を申請書と共に提出してください。

○　現金による支払いの場合は、県が収納事務を委託した団体の支払窓口（キャッシュレス決済対応端末の設置場所のうち「現金収納」に○がついている所属）で現金による納付を行い、取引明細書を申請書と共に提出してください。
※家畜保健衛生所での現金支払いはできません。

※　受付、書類審査後に日程等を調整の上、構造設備の概要等について店舗立入検査を行います。

※　不明な点がありましたら、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。